

臨床工学技士科（昼間部） 内規

学校法人 大阪滋慶学園
大阪ハイテクノロジー専門学校
学校長 橋本 勝信

〔1〕成績評価について

1. 学生便覧の教科課程のうち臨床工学技士国家試験の試験科目に名称が掲げられている以下の科目については、成績評価は試験素点（定期試験及び小テストを含む）のみで評価する。
臨床工学技士国家試験の試験科目に名称が掲げられている科目とは、公衆衛生学、人の構造および機能Ⅰ・Ⅱ、病理学概論、関係法規、臨床医学総論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学、臨床薬理学、情報処理工学、電気工学、電子工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、医用機械工学、医療材料工学、生体物性工学、生体機能代行装置学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学のことである。
2. 上記以外の科目については、成績評価は以下の基準で算出する。
試験素点 70%、出席評価点 20%、平常点 10%

〔2〕進級判定について

1. 進級判定は以下の要件に基づき、進級判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 当該学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 当該学年における年間授業時間（学校行事を含む）の出席率（以下、授業出席率と記載）が90%以上であること。
 - (3) 学内における実習科目については、各々について出席率が90%以上であること。
 - (4) 第2種 ME 技術実力検定試験、進級模擬試験、実力試験等の結果は、進級判定の重要参考資料となる。また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 当該学年における履修予定科目のうち未履修科目数が10科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 当該学年終了時に、1－(2)(3)の条件を満たし、かつ未履修科目数が10科目未満の者は、進級判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年となる。なお、この特別単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。
4. 臨床工学技士科においては、本校学則に規定する仮進級の制度は適用されない。

〔3〕臨床実習について

1. 臨床実習に参加できる者は、当該学年の臨床実習までの授業出席率が90%以上であり、かつ臨床実習基礎能力試験に合格した者とする。
2. 臨床実習基礎能力試験は専門科目の筆記試験及び実技・面接等の実践的試験であり、平常の受講姿勢や態度等も含めた評価とする。
3. 臨床実習の参加の可否は、臨床実習判定会議により総合的に判定する。
4. 臨床実習の評価については、原則として皆出席である者に対して、臨床実習確認票による評価をもとに臨床実習判定会議において判定する。

〔4〕卒業判定について

1. 卒業判定は以下の要件に基づき、卒業判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 最終学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 最終学年における授業出席率が90%以上であること。
 - (3) 学内における実習科目については、各々について出席率が90%以上であること。
 - (4) 卒業判定試験（国家試験演習：2単位）に合格していること。ただし、合格基準に関しては、卒業判定会議において定める。
 - (5) 第2種ME技術実力検定試験、国家試験基礎確認試験、臨床工学技士全国統一模擬試験の結果は、卒業判定の重要な参考資料となる。また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 最終学年における履修予定科目のうち未履修科目数が10科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 最終学年終了時に、1－(2)(3)の条件を満たし、未履修科目数が10科目未満の者は、卒業判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年とする。なお、この単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。

〔付則〕

1. 在学期間中に学修に重大な支障があると判断された場合は、生活面および学習面での教育指導を行うことがあり、学生はその指導に従わなければならない。
2. 出席すべき補習・補講に欠席、遅刻した場合は、補習・補講を中止することがある。
3. 本内規は令和4年4月1日、一部条文の追加及び変更ならびに学校長名を変更、実施する。

臨床工学技士科（夜間部） 内規

学校法人 大阪滋慶学園
大阪ハイテクノロジー専門学校
学校長 橋本 勝信

〔1〕成績評価について

1. 学生便覧の教科課程のうち臨床工学技士国家試験の試験科目に名称が掲げられている以下の科目については、成績評価は試験素点（定期試験及び小テストを含む）のみで評価する。
臨床工学技士国家試験の試験科目に名称が掲げられている科目とは、医学概論、公衆衛生学、人の構造および機能Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、病理学概論、関係法規、生化学、薬理学、機械工学Ⅰ・Ⅱ、情報処理工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、電気工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、電子工学Ⅰ・Ⅱ、生体物性材料工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、生体計測装置学Ⅰ・Ⅱ、医用治療機器学Ⅰ・Ⅱ、医用機器安全管理学Ⅰ・Ⅱ、臨床医学総論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのことである。
2. 上記以外の科目については、成績評価は以下の基準で算出する。
試験素点 70%、出席評価点 20%、平常点 10%

〔2〕進級判定について

1. 進級判定は以下の要件に基づき、進級判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 当該学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 当該学年における年間授業時間（学校行事を含む）の出席率（以下、授業出席率と記載）が90%以上であること。
 - (3) 学内における実習科目については、各々について出席率が90%以上であること。
 - (4) 第2種ME技術実力検定試験、進級模擬試験、実力試験等の結果は、進級判定の重要参考資料となる。また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 当該学年における履修予定科目のうち未履修科目数が10科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 当該学年終了時に、1－(2)(3)の条件を満たし、かつ未履修科目数が10科目未満の者は、進級判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年となる。なお、この特別単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。
4. 臨床工学技士科においては、本校学則に規定する仮進級の制度は適用されない。

〔3〕臨床実習について

1. 臨床実習に参加できる者は、当該学年の臨床実習までの授業出席率が90%以上であり、かつ臨床実習基礎能力試験に合格した者とする。
2. 臨床実習基礎能力試験は専門科目の筆記試験及び実技・面接等の実践的試験であり、平常の受講姿勢や態度等も含めた評価とする。
3. 臨床実習の参加の可否は、臨床実習判定会議により総合的に判定する。
4. 臨床実習の評価については、原則として皆出席である者に対して、臨床実習確認票による評価をもとに臨床実習判定会議において判定する。

〔4〕卒業判定について

1. 卒業判定は以下の要件に基づき、卒業判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 最終学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 最終学年における授業出席率が90%以上であること。
 - (3) 学内における実習科目については、各々について出席率が90%以上であること。
 - (4) 卒業判定試験（国家試験演習：2単位）に合格していること。ただし、合格基準に関しては、卒業判定会議において定める。
 - (5) 第2種ME技術実力検定試験、国家試験基礎確認試験、臨床工学技士全国統一模擬試験の結果は、卒業判定の重要な参考資料となる。また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 最終学年における履修予定科目のうち未履修科目数が10科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 最終学年終了時に、1－(2)(3)の条件を満たし、未履修科目数が10科目未満の者は、卒業判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年とする。なお、この単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。

〔付則〕

1. 在学期間中に学修に重大な支障があると判断された場合は、生活面および学習面での教育指導を行うことがあり、学生はその指導に従わなければならない。
2. 出席すべき補習・補講に欠席、遅刻した場合は、補習・補講を中止することがある。
3. 本内規は令和4年4月1日、一部条文の追加及び変更ならびに学校長名を変更、実施する。